

附則

(施行期日)  
 第一条 この省令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十九号、以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中雇用対策法施行規則第一条を第四とし、同条の前に三条を加える改正規定及び同条の二及び第一条の三を加える部分に限る。(同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定及び同条の次に六条を加える改正規定(第十条から第十三条までに係る部分に限る。)、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(外国人雇用状況の届出等に関する経過措置)  
 第二条 第三条の規定による改正後の雇用対策法施行規則(以下この条において「新雇対則」という。)第十条第三項及び第十一条の規定は、改正法附則第二十条の規定による届出について準用する。この場合において、改正後の新雇対則第十条第三項中「新たに雇入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合に」とあるのは、「現に雇い入れている外国人に」と、雇入れに係る届出にあつては「第一項第一号から第四号までに掲げる事項」と、離職に係る届出にあつては「同項第一号から第三号」とあるのは、「第一項第一号から第三号」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第二条第二項の規定による通知を行う場合には、新雇対則第十条第一項の規定は、同項中「新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)」に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては「第一号から第三号まで、第五号及び第六号」とあるのは、「第一号から第三号まで」と読み替えて適用するものとする。

(雇用の委託に係る経過措置)  
 第三条 改正法附則第六項の厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、改正法附則第二条第一項及び第二項並びに第五項において準用する雇用対策法第三十三条第一項に規定する事業主の事業所を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
 第四条 改正法附則第三条第一項の規定により同意雇用開発促進地域(改正法第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号、以下「新地域法」という。))第七條第一項に規定する同意雇用開発促進地域をいう。とみなされる地域(次項において「みなし地域」という。)において、この省令の施行の日(以下「施行日」という。))前日、第四号の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。))第百二十二条第二項第一号の口に規定する同号口に規定する計画(同号イ(1)に係るものに限る。を同号口に規定する都道府県労働局長に提出した事業主又は同項第二号イ(1)の規定に基づき同号イ(1)に規定する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主に対する同条の地域雇用促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。ただし、当該地域に係る改正法附則第三条第一項の規定により新地域法第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第一項の規定による地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。))とみなされる同意地域雇用機会増大計画(改正法第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域法」という。))第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画をいう。))の計画期間の末日までの間に、都道府県が当該地域に係る地域雇用開発計画を策定し、新地域法第五条第四項の規定による同意を得ていない場合であつて、当該計画期間の末日後に旧雇保則第百二十二条第二項第一号ハ(2)に規定する届を提出するとき又は同項第二号イ(3)の規定に基づき雇入れを行うときにあつては、この限りでない。

2 みなし地域においては、第四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。))第百二十二条第四項から第六項までの規定及び第百二十五条第四項の規定は、適用しない。

3 旧雇保則第百二十二条第二項第一号イ(2)に規定する過疎雇用改善地域に該当する地域において、施行日前に同号口の規定に基づき同号口に規定する計画(同号イ(2)に係るものに限る。を同号口に規定する都道府県労働局長に提出した事業主に対する同条の地域雇用促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際旧地域法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における旧雇保則第百二十二条第一項の地域高度人材確保奨励金及び旧雇保則第百二十五条第一項の地域高度人材高度化能力開発助成金の支給については、当該地域に係る旧地域法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日前に旧雇保則第百二十二条第五項の規定により沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する沖縄若年者雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

6 第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、新雇保則第百二十二条第一項の中核人材活用奨励金又は新雇保則第百二十五条第一項の地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域高度人材確保奨励金は支給しないものとする。

7 中核人材活用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金又は地域高度人材高度化能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中核人材活用奨励金は支給しないものとする。

8 第四項の規定により支給される地域高度人材高度化能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、中核人材活用奨励金又は地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域高度人材高度化能力開発助成金は支給しないものとする。

9 地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金又は地域高度人材高度化能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域雇用開発能力開発助成金は支給しないものとする。

10 この省令の施行の際、旧地域法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行つている旧雇保則第百四十条各号に掲げる事業の実施については、平成二十年三月三十一日まで

の間は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三十三号  
 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十四条第三項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月三日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令  
 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「又は同法第五条の二第二項」を、「同法第二項に規定する事業再編案をいう。」「同法第八条第二項」に改め、実施する共同事業再編の下に(同法第二条第三項に規定する共同事業再編をいう。)(同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画に従つて実施する技術活用事業革新(同法第二条第六項に規定する技術活用事業革新をいう。))又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画に従つて実施する経営資源融合(同法第二条第七項に規定する経営資源融合をいう。))を加え、又は当該認定共同事業再編計画を「、当該認定共同事業再編計画、当該認定技術活用事業革新計画又は当該認定経営資源融合計画」に改める。

附則  
 この省令は、平成十九年八月六日から施行する。

○経済産業省令第五十号  
 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の施行に伴い、並びに産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十九年八月三日  
 経済産業大臣 甘利 明

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令  
 産業活力再生特別措置法第二十四条第一項の経済産業省令で定めるもの等を定める省令の一部改正(産業活力再生特別措置法第二十四条第一項の経済産業省令で定めるもの等を定める省令の一部改正)を次のように改める。

第一条 産業活力再生特別措置法第二十六条第一項の規定に基づき、知的財産権の移転若しくは設定を行い、又は営業秘密の開示を行う者等を定める省令

産業活力再生特別措置法第二十六条第一項の規定に基づき、知的財産権の移転若しくは設定を行い、又は営業秘密の開示を行う者等を定める省令